
ポストペイサービス取扱規則 目次

1. 総則

- 第 1 条 規則の目的
- 第 2 条 変更
- 第 3 条 用語の意義
- 第 4 条 規則の適用

2. ポストペイサービス

- 第 5 条 ポストペイサービスの定義
- 第 6 条 ポストペイサービスの利用方法
- 第 7 条 ポストペイサービスの利用区間
- 第 8 条 ポストペイ式 IC 証票の名称等
- 第 9 条 IC 証票のストアードフェアのオートチャージ

3. ポストペイ割引運賃

- 第 10 条 割引運賃の種類
- 第 11 条 利用回数割引運賃
- 第 12 条 区間指定割引運賃
- 第 13 条 特定割引運賃
- 第 14 条 割引運賃の登録方法
- 第 15 条 区間指定割引運賃の登録申込期間
- 第 16 条 区間指定割引運賃の登録有効期間
- 第 17 条 割引運賃の変更

4. ポストペイサービスの計算方法

- 第 18 条 運賃計算期間
- 第 19 条 利用区間の片道普通運賃相当額の確定時期
- 第 20 条 割引運賃の計算
- 第 21 条 区間指定割引登録区間における乗車区間の分割、区分方法等について
- 第 22 条 運賃の端数処理

5. ポストペイサービスの決済方法

- 第 23 条 債権の立替払い
- 第 24 条 支払い運賃額の決済

6. ポストペイサービスの利用制限

- 第 25 条 ポストペイサービスの制限または停止
- 第 26 条 特定のポストペイ式 IC 証票の利用制限または停止
- 第 27 条 免責

第 28 条 増運賃等の支払制限

第 29 条 ポストペイ式 IC 証票の紛失、盗難等

別表第 1 号(第 8 条関係)	当社線で有効なポストペイ式 IC 証票の名称、発行者名
別表第 2 号(第 9 条関係)	IC 証票のストアードフェアのオートチャージ
別表第 3 号(第 11 条関係)	利用回数割引運賃の適用方法
別表第 4 号(第 12 条関係)	区間指定割引運賃の適用方法
別表第 5 号(第 20 条関係)	乗継運賃と利用回数割引運賃の計算方法
別表第 6 号 (第 9 条、第 14 条関係)	IC カード端末によるオートチャージの登録変更の取扱いを行う駅 区間指定割引運賃等、旅客の登録が必要な割引運賃の登録の取扱いを行う駅
別表第 7 号(第 12 条関係)	区間指定割引運賃表

ポストペイサービス取扱規則

2023.4.1 現在

1. 総則

【規則の目的】

第1条 この規則は、IC 証票取扱規則第4条第5項の規定に基づき、旅客がポストペイ式 IC 証票を使用して阪急電鉄株式会社(以下「当社」という)線を利用する場合に適用するポストペイサービスの内容について定め、旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とする。

【変更】

第2条 当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

【用語の意義】

第3条 この規則における用語の意義は、この規則中に定めるもののほか、IC 証票取扱規則および旅客営業規則(以下「営業規則」という)等の定めるところによる。

【規則の適用】

第4条 当社線におけるポストペイサービスについてはこの規則を適用する。

2 この規則に定めのない事項は、IC 証票取扱規則および営業規則等の定めによるものとする。

3 この規則の取扱内容については、この規則によるほか別に定めるところによる。

2. ポストペイサービス

【ポストペイサービスの定義】

- 第5条** 当社線におけるポストペイサービスは、旅客がIC 証票取扱規則第14条に定める方法でポストペイ式IC 証票を使用して当社線を利用した区間の片道普通運賃額を、この規則の第18条に定める期間(以下、「運賃計算期間」という)ごとに集計し、集計した運賃総額に対して、第10条に定める割引を適用して旅客の支払運賃額を決定し、当該支払運賃額をIC 証票発行者または当該発行者が業務を委託する者(以下「IC 証票発行者等」という)が当社に立替払いすることにより、旅客に対する求償債権を取得して、IC 証票発行者等が旅客に当該支払運賃相当額を請求する運賃後払いのサービスをいう。
- 2 当社線のポストペイサービスにおいて、旅客は前項に定めるサービスに付加して第9条に定めるところにより、ストアードフェアの自動積み増し(以下、「オートチャージ」という)の機能を選択することができる。

【ポストペイサービスの利用方法】

- 第6条** 当社線におけるポストペイサービスは、当社線で有効なポストペイ式IC 証票を正当に所持する旅客が、IC 証票取扱規則に定めるところにより当該IC 証票を正しく使用して当社線を利用する場合に、この規則に基づき利用することができるものとする。

【ポストペイサービスの利用区間】

- 第7条** 当社線におけるポストペイサービスの利用区間は、IC 証票取扱規則第6条に定める区間とする。

【ポストペイ式IC 証票の名称等】

- 第8条** 当社線で有効なポストペイ式IC 証票の名称、発行者名は、別表第1号に定めるところによるものとする。
- 2 ポストペイ式IC 証票の発行については、当該証票発行者の定めるところによるものとする。

【IC 証票のストアードフェアのオートチャージ】

- 第9条** 旅客は、ポストペイ式IC 証票発行者に予め申し込むことにより、当社線の改札機を使用して入出場するときに、ポストペイ式IC 証票のストアードフェアの残額が一定金額以下である場合、当該ストアードフェアをオートチャージすることができる。
- 2 前項の規定によりオートチャージする場合のストアードフェアの一定金額およびチャージする金額は、それぞれ別表第2号に定めるところによる。
- 3 IC 定期券の券面に表示された通用期間内で発着区間内では、オートチャージを行わない。
- 4 オートチャージの設定変更については、旅客が、別表第6号に定める駅に当該ポストペイ式IC 証票および必要事項を記入したIC 証票発行者の指定するオートチャージ設定届を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該ポストペイ式IC 証票の記名人本人(小児用ポストペイ式IC 証票の場合はその記名人本人または代理人)であることが証明できる場合に取り扱う。

3. ポストペイ割引運賃

【割引運賃の種類】

第10条 当社線のポストペイサービスにおける片道普通運賃の割引運賃(以下「ポストペイ割引運賃」という)の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利用回数割引運賃
- (2) 区間指定割引運賃
- (3) 特定割引運賃

【利用回数割引運賃】

第11条 ポストペイ割引運賃のうち、すべての旅客に適用される割引運賃を、利用回数割引運賃という。

- 2 利用回数割引運賃は、同一のポストペイ式 IC 証票を使用する場合に、第18条に定める運賃計算期間における同一運賃区間の利用回数に応じて、片道普通運賃額を割引して適用する。
- 3 利用回数割引運賃の適用方法は別表第3号に定めるものとする。

【区間指定割引運賃】

第12条 ポストペイ割引運賃のうち、旅客が予め当社線内の任意の一区間を登録することにより別表第7号に定める運賃が適用される割引運賃を区間指定割引運賃という。

- 2 区間指定割引運賃は、旅客が同一のポストペイ式 IC 証票を使用する場合に、第14条に定める割引運賃の登録方法により、割引の適用を当社に登録する区間(以下、「登録区間」という)の片道普通運賃について、次の各号のいずれかに掲げる運賃を適用する。
 - (1) 区間指定割引運賃は、運賃計算期間における登録区間内の乗車について、一般大人区間指定割引運賃額を適用する。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、旅客が営業規則第42条に定める小児運賃を適用する旅客の場合、運賃計算期間における登録区間内の乗車について、一般小児区間指定割引運賃額を適用する。
 - (3) 第1号の規定にかかわらず、旅客が営業規則第21条に定める指定学校の学生、生徒であって、同条に定める通学定期券を発売するときと同一の区間および経路を登録区間とする場合、運賃計算期間における登録区間内の乗車について、学生大人区間指定割引運賃額を適用する。
 - (4) 第1号の規定にかかわらず、旅客が営業規則第21条に定める指定学校の児童、幼児であって、営業規則第42条に定める小児運賃を適用する旅客の場合で、同条に定める通学定期券を発売するときと同一の区間および経路を登録区間とする場合、運賃計算期間における登録区間内の乗車について、学生小児区間指定割引運賃額を適用する。
- 3 前項各号の規定にかかわらず、区間指定割引運賃は、第20条第4項第5号に定める区間指定割引適用除外計算を行う場合には、適用しない。
- 4 本条に規定する区間指定割引運賃の適用方法は、別表第4号に定めるものとする。

【特定割引運賃】

第13条 ポストペイ割引運賃のうち、区間や期間等、当社が任意に適用条件を設定する割引運賃を特定割引運賃という。

2 特定割引運賃は、この規則に定めるほか、当社が別に定める場合がある。この場合、当社は旅客に対し、当社鉄道施設内における掲示等の方法により、割引の内容および適用条件等を公告するものとする。

【割引運賃の登録方法】

第14条 区間指定割引運賃等、旅客の登録が必要な割引運賃の登録方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 旅客が、必要事項を記入したIC証票発行者の指定する区間指定登録届の提出および当該ポストペイ式IC証票を呈示し、かつ当社の情報システムをもとに旅客が当該IC証票の正当な所持人であることを確認できる場合に、区間指定割引運賃等の登録を取り扱う。ただし、割引運賃の登録は、別表第6号に定める駅に限るものとする。

(2) 旅客は、IC証票発行者が設置するインターネットウェブサイトより登録することができる。

2 第12条第2項第3号および第4号に定める学生大人および学生小児の区間指定割引運賃の登録は、前項第1号の規定に限り取り扱う。

【区間指定割引運賃の登録申込期間】

第15条 当社は、区間指定割引運賃の登録申込みを、旅客が割引運賃の登録を希望する月の前月の1日から当月の15日までの間、受け付ける。

2 既に申込みを受け付けた区間指定登録を変更する場合も、前項に定める期間とする。

【区間指定割引運賃の登録有効期間】

第16条 区間指定割引運賃の登録有効期間は、登録資格に制限のあるものを除き、期限を定めないものとする。

2 第12条第2項第3号および第4号に規定する学生大人および学生小児の区間指定割引運賃の登録期間は、各年の3月31日をこえて連続することはできない。

【割引運賃の変更】

第17条 当社は、当社線のポストペイ割引運賃を変更することがある。

2 前項の割引運賃を変更する場合、当社は旅客に対し、当社鉄道施設内における掲示等の方法により、割引運賃の内容の変更等を公告するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、特段の事由がない限り、当社は区間指定割引運賃の適用方法について、月の途中で変更しない。

4. ポストペイサービスの計算方法

【運賃計算期間】

第 18 条 当社のポストペイサービスにおける運賃計算期間は、同一のポストペイ式 IC 証票に対して、月初めから月末までの 1 か月間とし、毎月末日に締切るものとする。

2 1 日は、24 時を経過しても最終列車の入庫する時分までを当日とみなす。ただし、終夜にわたり列車の運行を行う場合または最終列車の入庫時分が午前 3 時以降となる場合は、午前 3 時から翌日とする。

【利用区間の片道普通運賃相当額の確定時期】

第 19 条 ポストペイサービスにおける利用日時および利用区間の片道普通運賃額の確定時期は、旅客の運送が完了し旅客が降車駅から出場する時とする。

【割引運賃の計算】

第 20 条 当社のポストペイ割引運賃の計算方法は本条に定めるところによるものとする。

2 利用回数割引運賃の計算は、ポストペイ式 IC 証票による同一運賃区間の乗車にかかる片道普通運賃総額に対し、第 11 条に定めるところにより、旅客の支払運賃額を算出するものとする。

3 連絡旅客に対する乗継運賃と利用回数割引運賃の計算方法は別表第 5 号に定める。

4 ポストペイ式 IC 証票による区間指定割引運賃については、次の各号に掲げる順序で割引運賃の計算を行う。

(1) 利用月のポストペイ式 IC 証票による個々の乗車を区間指定割引登録区間内乗車と同登録区間外乗車とに分割し区分する。この場合の分割、区分方法等については第 21 条に定めるものとする。

(2) 区間指定割引登録区間内乗車に区分された乗車区間の運賃額については、当該登録区間の区間指定割引運賃額を適用する。

(3) 区間指定割引登録区間外乗車に区分された乗車区間の運賃額については、利用回数割引運賃および乗継運賃を適用して計算する。ただし、第 21 条に定める方法により区間指定割引登録区間外乗車に区分された乗車区間の運賃額については、乗継運賃は適用しない。

(4) 第 2 号と第 3 号の割引運賃額を合計して、旅客の支払運賃額を算出するものとする。

(5) 前号の規定にかかわらず、前号の規定により計算した旅客の支払運賃額と比較して、本条第 2 項および第 3 項の規定により計算した旅客の支払運賃額の方が低額となる場合には、区間指定割引運賃は適用せず、本条第 2 項および第 3 項に定める利用回数割引運賃および乗継運賃額を適用して旅客の支払運賃額を計算する(この計算を「区間指定割引適用除外計算」という)。

【区間指定割引登録区間における乗車区間の分割、区分方法等について】

第21条 前条第4項第1号に定める区間指定割引登録区間にかかる個々の乗車を区間指定割引登録区間内乗車または区間指定割引登録区間外乗車に分割する方法等は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 区間指定割引登録区間内の駅間で乗降された乗車記録は、区間内乗車とする。
- (2) 区間指定割引登録区間外の駅から乗車し、区間指定割引登録区間内の駅で降車した乗車記録は、同登録区間外と同登録区間内の境界となる駅(以下、「第一境界駅」という)で片道普通運賃の計算を打ち切って二分割し、実際乗車駅から第一境界駅までを同登録区間外乗車とし、第一境界駅から実際降車駅までを同登録区間内乗車とする。
- (3) 区間指定割引登録区間内の駅から乗車し、区間指定割引登録区間外の駅で降車した乗車記録は、同登録区間内と同登録区間外の境界となる駅(以下、「第二境界駅」という)で片道普通運賃の計算を打ち切って二分割し、実際乗車駅から第二境界駅までを同登録区間内乗車とし、第二境界駅から実際降車駅までを同登録区間外乗車とする。
- (4) 区間指定割引登録区間外の駅から乗車し、同登録区間外の駅で降車した乗車記録は、同登録区間外乗車とする。ただし、区間指定割引登録区間をまたがって乗降した乗車記録であって、第一境界駅および第二境界駅で片道普通運賃の計算を打ち切って三分割した場合に、実際乗車駅から第一境界駅までの片道普通運賃と第二境界駅から実際降車駅までの片道普通運賃の合計額が分割前の実際乗車駅と実際降車駅までの片道普通運賃と比べて同額または低額なときは、第一境界駅から第二境界駅までを区間指定割引登録区間内乗車とし、実際乗車駅から第一境界駅までと第二境界駅から実際降車駅までのそれぞれを同登録区間外乗車とする。
- (5) 環状線内を含む乗車であって、区間指定割引登録区間内乗車と区間指定割引登録区間外乗車が連続する場合の同登録区間外乗車については、実際乗車経路にかかわらず、第一境界駅または第二境界駅までの最短の経路を乗車したものとする。

【運賃の端数処理】

第22条 ポストペイ割引運賃の適用にあたり、旅客の支払運賃額の算出に必要な端数処理の方法は、運賃計算期間における割引適用後の利用回数割引運賃額、区間指定割引の適用後の運賃額、特定割引運賃額に対して、それぞれ円単位未満の額を円単位に切捨てて算出し、これらの運賃額を合計して旅客の支払運賃額を算出するものとする。

2 前項の規定により利用回数割引運賃額を計算する場合で、同割引運賃が複数運賃区間について適用されるときは、同一運賃区間ごとに円単位未満の額を円単位に切捨てて算出し、それらを合計するものとする。

〔参考〕利用回数割引運賃額の計算例

1 利用回数割引運賃の割引率

1～10回目 割引なし、11～30回目 10%割引、31回目～15%割引

2 計算過程

(例) 190円区間を33回ご利用の場合

¥190区間					
乗車回数	普通運賃	割引率	割引後運賃※1	回数	小計
1～10回目	¥190	割引なし	¥190.00	×10	¥1,900.00
11～30回目	¥190	10%	¥171.00	×20	¥3,420.00
31～33回目	¥190	15%	¥161.50	×3	¥484.50

合計	¥5,804.50※2
請求額	¥5,804

※1 割引後運賃は、小数点第2位まで求め、第3位以下は切り捨てる。

※2 請求額は、合計の小数点以下を切り捨てた額とする。

5. ポストペイサービスの決済方法

【債権の立替払い】

第23条 旅客は、当社線のポストペイサービスを利用することによって生じる当社の旅客に対する債権について、ポストペイ式IC証票発行者が当社に立替払いすることで、旅客に対する求償債権を取得することを予め異議なく承諾するものとする。

【支払い運賃額の決済】

第24条 当社線のポストペイサービスの利用によって、旅客が負担する支払運賃額等の債務の決済方法は、ポストペイ式IC証票発行者の定めるところによる。

6. ポストペイサービスの利用制限

【ポストペイサービスの制限または停止】

第25条 当社は、列車運行不能時等、輸送サービスの提供ができないときならびにポストペイサービスにかかる電子計算機の故障、電子計算機の作動プログラムの不具合、通信回線の不良、改札機等の駅端末装置の故障および不具合等が発生し、当社線内においてポストペイサービスの円滑な提供ができないと判断するとき、または株式会社スルッとKANSAIが、コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情によりカードの取扱いの一時停止または中止が必要と判断したときは、旅客のポストペイサービスによる当社線の利用を制限または停止することがある。

【特定のポストペイ式IC証票の利用制限または停止】

第26条 ポストペイ式IC証票発行者は、当該IC証票発行者が定める規約に基づき、特定のポストペイ式IC証票の利用を制限または停止する場合がある。この場合、旅客は当社線におけるポストペイサービスの利用ができなくなることがある。

【免責】

第27条 旅客は、第25条および第26条に定める場合において、ポストペイサービスにかかる割引が運賃計算期間等一定期間における利用回数および指定した区間の利用等に基づき実施される割引サービスである場合、当社またはポストペイ式IC証票発行者がポストペイサービスの利用を制限または停止することに起因して、旅客がポストペイサービスの利用ができなくなり、これによって、旅客が当該割引サービスについて予定していた割引運賃の適用を受けることができない場合が生じることおよび当社がその責めを負わないことを予め異議なく承諾するものとする。

【増運賃等の支払制限】

第28条 IC証票取扱規則第26条の規定により、不正使用等に基づく運賃および増運賃を支払う場合は、ポストペイサービスを利用して、当該運賃を支払うことはできない。

【ポストペイ式IC証票の紛失、盗難等】

第29条 ポストペイ式IC証票の紛失、盗難、詐取、横領等(以下、総称して「紛失、盗難等」という)により他人がポストペイサービスを利用した場合、その利用運賃は当該IC証票記名人の負担となるものとする。

2 旅客が紛失、盗難等の事実をIC証票発行者に届出た場合、当社は旅客の届出日の翌日までに当社線内における当該証票によるポストペイサービス利用の停止処置を行うものとする。

別表第 1 号(第 8 条関係)

「当社線で有効なポストペイ式 IC 証票の名称、発行者名」

ポストペイ式 IC 証票の名称	ポストペイ式 IC 証票の発行者名
PiTaPa カード	株式会社スルッとKANSAI

「PiTaPa カード」には、当社線におけるポストペイサービスの利用に関して、同カードと同じ機能を有する提携カードを含む。

別表第 2 号(第 9 条関係)

「IC 証票のストアードフェアのオートチャージ」

IC 証票の用途	ストアードフェアの残額が一定金額以下である場合の一定金額	1 回のオートチャージ額
大人旅客用	1,000 円	2,000 円
小児旅客用	500 円	1,000 円

1 枚あたりのストアードフェアは大人・小児いずれも 20,000 円をこえることはできない。

別表第 3 号(第 11 条関係)

「利用回数割引運賃の適用方法」

適用区間	運賃計算期間における利用回数	適用運賃額	割引率
同一の片道普通運賃区間(※)	1 回以上 10 回以下	片道普通運賃の総額	無割引
同上	11 回以上 30 回以下	11 回目以上 30 回目以下の利用に対して、片道普通運賃額の総額の 100 分の 90 の額	11 回目以上 30 回目以下の利用にかかる片道普通運賃総額の 10%
同上	31 回以上	31 回目以上の利用に対して、片道普通運賃額の総額の 100 分の 85 の額	31 回目以上の利用にかかる片道普通運賃総額の 15%

(※) 大人普通運賃の運賃額を基準に集計する。

(小児運賃が同一でも大人運賃が異なる場合はそれぞれ別々に集計する)

別表第4号(第12条関係)

「区間指定割引運賃の適用方法」

適用区間	適用運賃額
旅客が区間指定割引の適用を登録した区間	登録区間の区間指定割引運賃額

区間指定割引運賃の計算方法は第20条および第21条に定めるところによる。

別表第5号(第20条関係)

「乗継運賃と利用回数割引運賃の計算方法」

乗継運賃の種類	利用回数割引の適用	計算方法
能勢電鉄株式会社 阪神電気鉄道株式会社 大阪市高速電気軌道株式会社 各社神戸高速線 山陽電気鉄道株式会社 神戸電鉄株式会社 との乗継運賃	利用回数割引と併算	乗継運賃額の適用前片道普通運賃額を基準として、利用回数割引を適用し、当該割引適用後の運賃額から乗継割引額に利用回数に乗じた額を減算して、併算割引額を算出する。

別表第6号(第9条、第14条関係)

「ICカード端末によるオートチャージの登録変更の取扱いを行う駅」

「区間指定割引運賃等、旅客の登録が必要な割引運賃の登録の取扱いを行う駅」

	駅名
神戸線	大阪梅田、十三、塚口、西宮北口、夙川、神戸三宮
宝塚線	豊中、石橋阪大前、川西能勢口、宝塚
京都線	淡路、茨木市、高槻市、桂、京都河原町、北千里

区間指定割引運賃表

2023年4月1日改定 (一般大人区間指定割引運賃につき380円の鉄道駅バリアフリー料金を含む)

一般大人 区間指定割引運賃

Table with 40 columns (Station names) and 40 rows (Station names). Each cell contains a numerical fare value. Asterisks (*) indicate specific fare conditions or discounts.

学生大人 区間指定割引運賃

一般大人 区間指定割引運賃

Table with 33 columns (stations) and 100 rows (fare values). Columns include 牧落, 箕面, 南方, 崇禪, 淡路, 上新, 相川, 正雀, 摂津, 南茨, 茨木, 総持, 富田, 高槻, 上牧, 水無, 大山, 西天, 長岡, 西向, 東向, 洛西, 桂, 西京, 西院, 大宮, 烏丸, 河原, 天六, 柴島, 下新, 吹田, 豊津, 関大, 千里, 南千, 山田, 北千, 上桂, 松尾, 嵐山, 駅名. Rows contain numerical fare values for various routes.

学生大人 区間指定割引運賃

区間指定割引運賃表 (小児) 2023年4月1日改定 (一般大人区間指定割引運賃につき380円の鉄道駅バリアフリー料金を含む)

一般小児 区間指定割引運賃

Table with 40 columns (Station names) and 40 rows (Station names). Each cell contains a numerical fare value. Asterisks (*) indicate specific fare conditions or discounts.

一般小児 区間指定割引運賃

Table with 32 columns (stations) and 100 rows (fare values). Columns include 牧落, 箕面, 南方, 崇禪, 淡路, 上新, 相川, 正雀, 摂津, 南茨, 茨木, 総持, 富田, 高槻, 上牧, 水無, 大山, 西天, 長岡, 西向, 東向, 洛西, 桂, 西京, 西院, 大宮, 烏丸, 河原, 天六, 柴島, 下新, 吹田, 豊津, 関大, 千里, 南千, 山田, 北千, 上桂, 松尾, 嵐山, 駅名. Rows list fare values for various routes and stations.

学生小児 区間指定割引運賃

Table with 32 columns (stations) and 100 rows (fare values). Columns include 牧落, 箕面, 南方, 崇禪, 淡路, 上新, 相川, 正雀, 摂津, 南茨, 茨木, 総持, 富田, 高槻, 上牧, 水無, 大山, 西天, 長岡, 西向, 東向, 洛西, 桂, 西京, 西院, 大宮, 烏丸, 河原, 天六, 柴島, 下新, 吹田, 豊津, 関大, 千里, 南千, 山田, 北千, 上桂, 松尾, 嵐山, 駅名. Rows list fare values for various routes and stations.